

市区町村別集計項目（推進体制等）

市区町村別集計項目（推進体制等）															熊本県		
															市区町村数	45	
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無	
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日(西暦)	問3－2 施行日(西暦)	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況	
						34	42	21				40					
43	100	熊本市	男女共同参画課	1	1	1	1	熊本市男女共同参画推進条例	2008年12月24日	2009年4月1日		第2次熊本市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1		
43	202	八代市	人権政策課 男女共同参画推進室	1	1	1	1	八代市男女共同参画推進条例	2005年8月1日	2005年8月1日		第3次八代市男女共同参画計画	2024年4月 ～ 2032年3月	1	1		
43	203	人吉市	地域コミュニティ課 男女共同参画推進室	1	1	1	1	人吉市男女共同参画推進条例	2010年6月25日	2010年6月26日						1	
43	204	荒尾市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例	2003年12月22日	2004年4月1日		第4次荒尾市男女共同参画計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1		
43	205	水俣市	地域振興課	1	2	1	1	水俣市男女共同参画まちづくり条例	2005年9月22日	2005年11月1日		第4次水俣市男女共同参画計画	2020年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1		
43	206	玉名市	人権啓発課	1	2	1	1	玉名市男女共同参画推進条例	2005年12月27日	2005年12月27日		第4次玉名市男女共同参画計画	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1		
43	208	山鹿市	人権啓発課 男女共同参画推進室	1	1	1	1	山鹿市男女共同参画推進条例	2006年9月25日	2006年10月1日		第3次山鹿市男女共同参画計画	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1		
43	210	菊池市	人権啓発・男女共同参画推進課	1	1	1	1	菊池市男女共同参画推進条例	2005年3月22日	2005年3月22日		(第4次)菊池市男女共同参画計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1		
43	211	宇土市	総務課	1	2	1	1	宇土市男女共同参画推進条例	2004年3月17日	2004年7月1日		第3次宇土市男女共同参画推進計画	2019年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1		
43	212	上天草市	市民課	1	2	1	1	上天草市男女共同参画社会推進条例	2008年9月24日	2008年10月1日		第4次上天草市男女共同参画推進計画	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1		
43	213	宇城市	人権啓発課	1	2	1	1	宇城市男女共同参画推進条例	2007年9月27日	2007年10月1日		第4次宇城市男女共同参画計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1		
43	214	阿蘇市	人権啓発課(男女共同参画)・福祉課(女性問題担当窓口)	1	2	1	1	阿蘇市男女共同参画推進条例	2007年3月27日	2007年4月1日		第3次阿蘇市男女共同参画基本計画	2020年4月 ～ 2026年3月	1	1		
43	215	天草市	天草市男女共同参画課	1	1	1	1	天草市男女が共に生きる社会づくり条例	2006年12月26日	2007年1月1日		第4次天草市男女共同参画計画	2023年4月1日 ～ 2030年3月31日	1	1		
43	216	合志市	総務課、こども家庭課	1	2	1	1	合志市男女共同参画まちづくり条例	2007年9月25日	2007年11月1日		第4次合志市男女共同参画推進行動計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1		
43	505	美里町	総務課	1	2	1	1				2					1	
43	364	玉東町	総務課	1	2	2	1				4	第3次玉東町男女共同参画計画	2024年4月 ～ 2029年3月	1	1		
43	367	南関町	総務課	1	2	1	1				4	第3次南関町男女共同参画計画	2021年4月 ～ 2026年3月	1	1		
43	368	長洲町	総務課	1	2	1	1				4	第4次長洲町男女共同参画計画	2021年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1		
43	369	和水町	総務課	1		2	1				4	第3次和水町男女共同参画計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1		
43	403	大津町	総務部 人権推進課	1	1	1	1	大津町男女共同参画推進条例	2015年3月20日	2015年4月1日		第4次大津町男女共同参画推進プラン	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1		
43	404	菊陽町	人権教育・啓発課	1	2	1	1	菊陽町男女共同参画推進条例	2016年3月22日	2016年4月1日		第2期菊陽町男女共同参画計画	2020年4月 ～ 2025年3月	1	1		
43	423	南小国町	福祉課	1	2	2	1	南小国町男女共同参画推進条例	2013年12月18日	2013年12月18日		第3次南小国町男女共同参画計画	2024年4月 ～ 2029年3月	2	1		
43	401	小国町	税務住民課	1	2	1	1	小国町男女共同参画社会推進条例	2014年12月5日	2015年1月1日						2	
43	425	産山村	産山村 住民課	1		1	1				2					1	
43	403	高森町	住民福祉課	1	2	1	1	高森町男女共同参画推進条例	2010年6月15日	2010年7月1日		第3次高森町男女共同参画基本計画	2024年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1		
43	432	西原村	教育委員会	2	2	2	2				4	第2期西原村男女共同参画計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1		
43	433	南阿蘇村	総務課	1	2	1	1				4	南阿蘇村第3次男女共同参画推進基本計画	2023 ～ 2027	1	1		
43	441	御船町	福祉課	1	2	2	1				4	第3期御船町男女共同参画基本計画	2024.4.1 ～ 2029.3.31	1	1		
43	442	嘉島町	企画情報課	1	2	1	1				2	第3次嘉島町男女共同参画計画	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1		
43	443	益城町	総務課	1	1	1	1				4	第4次益城町男女共同参画計画	2024年4月1日 ～ 2029年3月31日	1	1		
43	444	甲佐町	総務課	1	2	1	1				4	第3次甲佐町男女共同参画計画	2021年4月 ～ 2026年3月	1	1		
43	447	山都町	福祉課	1	2	2	1				4	山都町男女共同参画計画	2021 ～ 2025	2	1		
43	468	氷川町	総務課	1	2	1	1				4	氷川町男女共同参画計画	2021年4月 ～ 2026年3月	1	1		
43	482	芦北町	総務課	1	2	2	1				4	第4次芦北町男女共同参画計画	2024年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日(西暦)	問3－2 施行日(西暦)	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
43	484	津奈木町	総務課	1	2	1	1				4	第3次津奈木町男女共同参画プラン	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日	2	1	
43	501	錦町	総務課	1	2	1	1				4	第3次錦町男女共同参画計画	2024年4月 ～ 2029年3月	1	1	
43	505	多良木町	生涯学習課	2	2	1	1				4	第3次多良木町男女共同参画計画	2022年4月1日 ～ 2026年3月31日	2	1	
43	506	湯前町	保健福祉課	1	2	2	1				4	湯前町男女共同参画計画	2023年4月 ～ 2028年3月	1	1	
43	507	水上村	保健福祉課	1	2	2	2				4	水上村男女共同参画社会づくり計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	2	1	
43	510	相良村	企画商工課	1	2	2	1				4	相良村男女共同参画計画(第2次)	2021年4月1日 ～ 2026年3月1日	1	1	
43	511	五木村	総務課	1	2	2	2				2	五木村男女共同参画社会づくり計画	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
43	512	山江村	健康福祉課	1	2	1	1	山江村男女共同参画推進条例	2011年3月18日	2011年4月1日		山江村第3期男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
43	513	球磨村	総務課	1	2	1	1				4					1
43	514	あさぎり町	企画政策課	1	2	1	1	あさぎり町男女共同参画推進条例	2023年3月8日	2023年4月1日		第3次あさぎり町男女共同参画推進基本計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
43	531	苓北町	総務課	1	2	1	1				3	第3期苓北町男女共同参画計画	2022年4月1日 ～ 2026年3月31日	2	1	

＜選択肢回答＞

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

庁内連絡会議

- 1 有
- 2 無

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

諮問機関

- 1 有
- 2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2024年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 2 策定予定無

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
													施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	
			2							0	2	1	1	0	1	1	0	
43	100	熊本市	熊本市男女共同参画センターはあもにい	はあもにい	860-0862	熊本県熊本市中央区黒髪3丁目3番10号	096-345-2550	096-345-0373	http://harmony-mimoza.org/		○		○			○		
43	202	八代市																
43	203	人吉市																
43	204	荒尾市																
43	205	水俣市																
43	206	玉名市																
43	208	山鹿市																
43	210	菊池市																
43	211	宇土市																
43	212	上天草市																
43	213	宇城市																
43	214	阿蘇市																
43	215	天草市	天草市男女共同参画センター	ここらす	863-0034	熊本県天草市浄南町4番15号	0969-23-8200		http://hp.amakusa-web.jp/a0792/MyHp/Pub/		○	○			○			
43	216	合志市																
43	505	美里町																
43	364	玉東町																
43	367	南関町																
43	368	長洲町																
43	369	和水町																
43	403	大津町																
43	404	菊陽町																
43	423	南小国町																
43	401	小国町																
43	425	産山村																
43	403	高森町																
43	432	西原村																
43	433	南阿蘇村																
43	441	御船町																
43	442	嘉島町																
43	443	益城町																
43	444	甲佐町																
43	447	山都町																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)																	
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体							
													施設管理			事業運営				
													名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独
43	468	氷川町																		
43	482	芦北町																		
43	484	津奈木町																		
43	501	錦町																		
43	505	多良木町																		
43	506	湯前町																		
43	507	水上村																		
43	510	相良村																		
43	511	五木村																		
43	512	山江村																		
43	513	球磨村																		
43	514	あさぎり町																		
43	531	苓北町																		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6－1 名称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数(人)		問6－7 予算額(千円)	問6－8 主な事業									
					常勤(雇用)の定めない職員	非常勤(雇用)の定めがある職員		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			2					2	2	1	2	0	2	2	0	1	
43	100	熊本市	熊本市男女共同参画センターはあもにいい	1990年4月7日	26	17	34,421	○	○		○		○	○		○	
43	202	八代市															
43	203	人吉市															
43	204	荒尾市															
43	205	水俣市															
43	206	玉名市															
43	208	山鹿市															
43	210	菊池市															
43	211	宇土市															
43	212	上天草市															
43	213	宇城市															
43	214	阿蘇市															
43	215	天草市	天草市男女共同参画センター	2011年10月1日	3	1	2,348	○	○	○	○		○	○			
43	216	合志市															
43	505	美里町															
43	364	玉東町															
43	367	南関町															
43	368	長洲町															
43	369	和水町															
43	403	大津町															
43	404	菊陽町															
43	423	南小国町															
43	401	小国町															
43	425	産山村															
43	403	高森町															
43	432	西原村															
43	433	南阿蘇村															
43	441	御船町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2024年4月1日現在で開設済の施設）														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					常勤の定員 （雇用がない職員）	非常勤（雇用） （期間の定めがある職員）		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
43	442	嘉島町															
43	443	益城町															
43	444	甲佐町															
43	447	山都町															
43	468	氷川町															
43	482	芦北町															
43	484	津奈木町															
43	501	錦町															
43	505	多良木町															
43	506	湯前町															
43	507	水上村															
43	510	相良村															
43	511	五木村															
43	512	山江村															
43	513	球磨村															
43	514	あさぎり町															
43	531	苓北町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性 副市区 長数	女性 比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性 副町村 長数	女性 比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性 自治会 長数	女性 比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				11		14	0	0.0	15	0	0.0	31	0	0.0	19	3	15.8	4,655	161	3.5
43	100	熊本市				1	0	0.0	2	0	0.0							915	61	6.7
43	202	八代市	2009年6月19日	八代市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							330	6	1.8
43	203	人吉市				1	0	0.0	1	0	0.0							89	2	2.2
43	204	荒尾市	2005年1月29日	荒尾市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							114	11	9.6
43	205	水俣市	2005年11月20日	水俣市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							26	0	0.0
43	206	玉名市				1	0	0.0	1	0	0.0							258	9	3.5
43	208	山鹿市				1	0	0.0	1	0	0.0							259	5	1.9
43	210	菊池市	2010年11月20日	菊池市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							210	3	1.4
43	211	宇土市				1	0	0.0	1	0	0.0							156	7	4.5
43	212	上天草市	2009年1月24日	上天草市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							176	6	3.4
43	213	宇城市	2007年11月21日	宇城市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							176	3	1.7
43	214	阿蘇市				1	0	0.0	1	0	0.0							116	1	0.9
43	215	天草市	2007年2月17日	天草市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							361	9	2.5
43	216	合志市	2008年1月26日	合志市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							87	8	9.2
43	505	美里町										1	0	0.0	1	0	0.0	86	1	1.2
43	364	玉東町										1	0	0.0	0	0		15	0	0.0
43	367	南関町										1	0	0.0	0	0		72	2	2.8
43	368	長洲町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	4	10.8
43	369	和水町										1	0	0.0	1	1	100.0	66	0	0.0
43	403	大津町	2011年2月6日	大津町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	1	100.0	66	2	3.0
43	404	菊陽町	2012年1月28日	菊陽町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	63	7	11.1
43	423	南小国町										1	0	0.0	0	0		32	1	3.1
43	401	小国町										1	0	0.0	0	0		33	0	0.0
43	425	産山村										1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
43	403	高森町										1	0	0.0	0	0		33	0	0.0
43	432	西原村										1	0	0.0	1	1	100.0	48	3	6.3
43	433	南阿蘇村										1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0
43	441	御船町										1	0	0.0	1	0	0.0	79	1	1.3
43	442	嘉島町										1	0	0.0	0	0		13	0	0.0
43	443	益城町	2009年9月15日	益城町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	68	1	1.5
43	444	甲佐町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	1	2.0
43	447	山都町										1	0	0.0	0	0		133	0	0.0
43	468	氷川町										1	0	0.0	1	0	0.0	42	0	0.0
43	482	芦北町										1	0	0.0	1	0	0.0	84	1	1.2
43	484	津奈木町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
43	501	錦町										1	0	0.0	0	0		26	0	0.0
43	505	多良木町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	0	0.0
43	506	湯前町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
43	507	水上村										1	0	0.0	0	0		18	0	0.0
43	510	相良村										1	0	0.0	0	0		18	1	5.6
43	511	五木村										1	0	0.0	0	0		25	4	16.0
43	512	山江村										1	0	0.0	0	0		16	0	0.0
43	513	球磨村										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性市区長数	女性比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性副市区長数	女性比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性町村長数	女性比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性副町村長数	女性比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性自治会長数	女性比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
43	514	あさぎり町										1	0	0.0	1	0	0.0	53	0	0.0
43	531	苓北町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	1	2.0

- <選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)				
			目標 値 (%)	目標 年度	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)						審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)
														20	17	907	283	31.2	2	1	8	1	12.5							
		熊本市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		八代市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		人吉市												1	1	24	9	37.5	0	0	0	0	0.0							
		荒尾市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		水俣市												2	2	51	13	25.5	0	0	0	0	0.0							
		玉名市												3	2	120	36	30.0	0	0	0	0	0.0							
		山鹿市												1	1	12	5	41.7	0	0	0	0	0.0							
		菊池市												2	2	142	34	23.9	0	0	0	0	0.0							
		宇土市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		上天草市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		宇城市												2	2	77	27	35.1	0	0	0	0	0.0							
		阿蘇市												2	2	73	21	28.8	0	0	0	0	0.0							
		天草市												1	1	126	42	33.3	0	0	0	0	0.0							
		合志市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		美里町												1	1	67	26	38.8	0	0	0	0	0.0							
		玉東町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		南関町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		長洲町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		和水町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		大津町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		菊陽町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		南小国町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		小国町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		産山村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		高森町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		西原村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		南阿蘇村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		御船町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		嘉島町												3	2	89	28	31.5	0	0	0	0	0.0							
		益城町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		甲佐町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		山都町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		氷川町												0	0	0	0	0.0	1	1	4	1	25.0							
		芦北町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		津奈木町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		錦町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		多良木町												0	0	0	0	0.0	1	0	4	0	0.0							
		湯前町												1	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		水上村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		相良村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		五木村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		山江村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		球磨村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		あさぎり町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		苓北町												1	1	126	42	33.3	0	0	0	0	0.0							

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況						問11-5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			管理職総数	うち女性管理職数	女性比率	うち一般行政職			部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	防災・危機管理部局職員数	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
						管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)				管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)				管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)				管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)																							管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																	
					問12－1 議員の出産を欠 席事由として明 記した規定(産休 を含む)があるか。	問12－2 問1で1.を選 択した場合、 取得すること が可能な休業 期間は、次の うちどれか。	問12－3 問1で1.を選 択した場合、 出産に係る産 前産後期間の 明記はあるか。	問12－4 問3で1.を選 択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12－5 問1で1.を選 択した場合、 休暇期間の報酬 について減額の規定 はあるか。	問12－6 問5で1.を選 択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由に ついて1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)											
		コ ロ ニ ヤ ド ミ ニ オ	1. 明記した規定 があり、認めてい る。 2. 明記した規定 はないが、運用 上認めている。 3. 明記した規定 がなく、運用上も 認めていない。 4. 明記した規定 がなく、過去に使 用した事例も判 断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はないが、 運用上認めて いる。 3. 明記した規定 がなく、運 用上も認めて いない。 4. 明記した規定 がなく、過 去に事例がな い。	1. 労働基準 法65条の産前 産後期間より も短い。 2. 労働基準 法65条の産前 産後期間と同 等。 3. 労働基準 法65条の産前 産後期間より も長い。 4. 期間の定め はない。	1. 産前産後 期間を明記し た規定がある。 2. 産前産後 期間を明記し た規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
			28		1の合計	44	0	36	1								38	38	38	38	36	17
			5		2の合計	0	27	8	43								4	4	4	4	6	1
			1		3の合計	1	13		0								1	1	1	1	1	1
			11	4の合計	0	4				2	2	2	2	2	0							
43	100	熊本市	1	熊本市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書、経易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	熊本市議会	1	2	1	第1条 3 議員は、出産のため招集に応ずることができないとき又は会議に出席できないときは、前項の規定による届出に際し、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、提出することができる。	2		1	1	1	1	1						
43	202	八代市	1	八代市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令、条例等の規定に抵触するおそれがなく、職務遂行上支障がないと認められる文書等)に限り、旧姓を使用することができる。	八代市議会	1	2	1	八代市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1							
43	203	人吉市	1	人吉市職員旧姓使用取扱要項 (旧姓使用の承認申請) 第3条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。	人吉市議会	1	2	1	人吉市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1						
43	204	荒尾市	1	荒尾市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)によりあらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。 (旧姓使用の承認) 第4条 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により所属長を経由して当該職員に通知するものとする。	荒尾市議会	1	2	1	荒尾市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1							
43	205	水俣市	1	水俣市職員旧制等使用取扱要綱 第3条 職員は、法令に違反しない範囲内及び総務企画部長が職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じるおそれのない文書や名札等において、旧姓等使用を行うことができる。	水俣市議会	1	2	1	水俣市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1						
43	206	玉名市	1	玉名市職員旧姓使用取扱要綱 第3条第1項 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。	玉名市議会	1	2	1	玉名市議会会議規則第2条第2項 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1							
43	208	山鹿市	1	山鹿市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (適応職員) 第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する地方公務員(以下「職員」という。)に適用する。 (旧姓使用の届出) 第3条 旧姓をしようとする職員は、あらかじめ旧姓使用届(様式第1号)を所属長を経て任命権者に届け出なければならない。	山鹿市議会	1	2	1	山鹿市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条の2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1							
43	210	菊池市	1	菊池市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	菊池市議会	1	3	1	菊池市議会会議規則 第2条 議員は、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、災害その他やむを得ない事由により欠席し、遅参し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1					
43	211	宇土市	1	宇土市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。	宇土市議会	1	3	1	宇土市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1						
43	212	上天草市	2		上天草市議会	1	2	1	上天草市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1						

都 道 区	市 府 町	市 県 村	コ コ ロ	コ コ ロ	区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査												
								問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)					
						1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
43	213	宇城市		1		○宇城市職員旧姓使用取扱要綱 平成18年1月25日 訓令第1号 ○宇城市立学校職員旧姓使用取扱要綱 平成17年1月15日 教委訓令第4号 ○宇城市職員旧姓使用取扱要綱 平成18年1月25日 訓令第1号第1条 この要綱は職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前 使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。○宇城市立学校職員旧姓使用取扱要綱 平成17年1月15日 教委訓令第4号第1条 この訓令は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。	宇城市議会	1	3	1	宇城市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
43	214	阿蘇市		1		阿蘇市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式1号)により、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。2 前項の申請書は、所属長を経由して任命権者に提出するものとする。 (承認) 第4条 任命権者は、旧姓の使用を承認しようとするときは、あらかじめ市長と協議するものとする。2 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 3 任命権者は、前項の承認通知に併せて、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。	阿蘇市議会	1	2	1	阿蘇市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 2 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
43	215	天草市		1		天草市職員旧制使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	天草市議会	1	2	1	天草市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
43	216	合志市		1		合志市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	合志市議会	1	4	2		1	合志市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、当該議員の議員報酬から、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員活動休止期間」という。))に応じて、当該議員の報酬に次の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。 議員活動休止期間 減額の割合 90日を超え180日以内 100分の20 180日を超え365日以内 100分の30 365日を超える期間 100分の50 2 前項の規定は、議員活動休止期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降、市議会の会議等に出席した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。))の前6月以内の期間において、議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当は、当該議員の期末手当から、議員活動休止期間に応じて、当該議員の期末手当に前条第1項の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。 2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、減額の割合の高い方の割合を適用する。 (適用除外) 第5条 次の各号に掲げる事由により議員活動を引き続き長期間休止したときは、前2条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保育者となった場合 (3) 議員の出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項(ただし書を除く。))に規定する期間の範囲内とする。 (4) 議会活動を長期にわたってしないことがやむを得ないと議長が認める事由	1	1	1	1	1	1	
43	348	美里町		2				美里町議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	1	1
43	364	玉東町		1		玉東町職員旧姓使用取扱要綱 第3条(旧姓使用の承認申請)職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。	玉東町議会	1	2	1	玉東町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
43	367	南関町		4				南関町議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	1	1

都 道 区	府 市 町	県 村 町	コ コ ロ	イ イ ノ	ド ド メ	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														
								問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
						1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例										
43	368					4		長洲町議会	1	2	1	長洲町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
43	369					4		和水町議会	1	2	1	和水町議会会議規則(2条第2項) 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				2	2	2	2	2	
43	403					1	大津町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、大津町職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものである。	大津町議会	1	3	1	大津町議会会議規則(第2条第2項) 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
43	404					1	菊陽町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することを定めたものである。	菊陽町議会	1	2	1	菊陽町議会規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
43	423					1	南小国町職員旧姓使用取扱要綱 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。	南小国町議会	1	2	1	南小国町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	2
43	424					1	小国町職員旧姓使用取扱要綱 第1条第1項第1号 この要綱は、職員が互いに個人を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。	小国町議会	3								3	3	3	3	3	3
43	425					4		産山村協議会	1	4	1	産山村議会会議規則 (欠席の届出)2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときには予定日の6日(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日の間についてその期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。4	2				1	1	1	1	1	
43	428					1	高森町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない	高森町議会	1	3	2		2				4	4	4	4	2	
43	432					2		西原村議会	1	3	1	西原村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
43	433					1	南阿蘇村職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等(以下「文章等」という。)で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	南阿蘇村議会	1	3	2		2				1	1	1	1	1	
43	441					1	御船町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認申請) 第2条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。	御船町議会	1	3	1	御船町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	2	
43	442					3		嘉島町議会	1	2	1	嘉島町議会会議規則 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	

				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																																							
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。				問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。				問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。				問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。				問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)																			
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。																																											
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。				議 会 名				1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。				1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。				1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。				1. あり 2. なし 3. その他		その他 具体例		配偶者の 出産		育児		家族の 看護		家族の 介護		疾病		その他					
43	443	益城町	1	益城町旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後にも、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。				益城町議会				1				2				1				益城町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。				2				1		1		1		1		2		1	
43	444	甲佐町	4					甲佐町議会				1				3				1				甲佐町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。				2				1		1		1		1		1		1	
43	447	山都町	4					山都町議会				1				2				1				山都町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。				2				1		1		1		1		1			
43	468	水川町	1	水川町職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、水川町職員(臨時職員及び非常勤職員を除く、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後にも、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の承認申請) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ所属長を経由して町長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、原則として、氏名変更届に添えて、町長に提出するものとする。 (承認) 第3条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 2 町長は、前項の承認通知に併せて、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。 (旧姓使用の中止) 第4条 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 (旧姓を使用することができる文書等) 第5条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれ無く、職務遂行上支障がないと認められるもので、別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するもので、別表第2に掲げるものとする。 (1) 職員の身分に係るもの (2) 職員の権利義務に係るもので、他に与える影響が大きいもの (3) 職員が職務上作成するもので、他に与える影響が大きいもの (4) 公権力の行使に係るもの (職員及び所属長の責務) 第6条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民に対して、又は職場内において誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第7条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この訓令は、平成24年2月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行期日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員が旧姓の使用を希望する場合は、所属長を経由して町長に第2条の旧姓使用承認申請書を提出することにより、旧姓を使用することができるものとする。				水川町議会				1				2				1				水川町議会会議規則 第2条第2項 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。				2				1		1		1		1		1			
43	482	芦北町	1	芦北町職員旧姓使用取扱要項 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後にも、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。				芦北町議会				1				2				1				芦北町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。				2				1		1		1		1		1		1	

都 道 区	市 府 町	市 区	町	村	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査												
						問12-1 議員の出産を 欠席事由とし て明記した規 定(産休を含 む)があるか。	問12-2 問1で1.を選 択した場合、 取得すること が可能な休業 期間は、次の うちどれか。	問12-3 問1で1.を選 択した場合、 出産に係る産 前産後期間の 明記はある か。	問12-4 問3で1.を選 択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選 択した場合 合、休暇期間の報酬 について減額の規定 はあるか。		問12-6 問5で1.を選 択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由につ いて1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)				
県	村	町	村	村	議 会 名	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はないが、運用 上認めている。 3. 明記した規定 がなく、運用上も 認めていない。 4. 明記した規定 がなく、過去に使用 した事例も判断した こともない。	1. 労働基準 法65条の産前 産後期間よりも 短い。 2. 労働基準 法65条の産前 産後期間と同等。 3. 労働基準 法65条の産前 産後期間よりも 長い。 4. 期間の定め はない。	1. 産前産後 期間を明記した 規定がある。 2. 産前産後 期間を明記した 規定はない。	問3で1.を選 択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
43	484	津奈木町	2		津奈木町議会	1	3	2	錦町議会会議規則	2			2	2	2	2		
43	501	錦町	4		錦町議会	1	2	1	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない 事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出な なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多 胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範 囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
43	505	多良木町	1		熊本県多良木町議会	1	2	1	多良木町議会会議規則 第2条 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多 胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範 囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる	2				1	1	1	1	
43	506	湯前町	1		湯前町議会	1	2	1	湯前町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない 事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出な なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多 胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範 囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	
43	507	水上村	4		水上村議会	1	3	2		2			1	1	1	1		
43	510	相良村	4		相良村議会	1	3	2		2			2	2	2	2		
43	511	五木村	2		五木村議会	1	2	1	五木村議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他や むを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に 届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多 胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範 囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
43	512	山江村	4		山江村議会	1	4	2		2			4	4	4	4		
43	513	球磨村	4		球磨村議会	1	4	2		2			2	2	2	4		
43	514	あさぎり町	1		あさぎり町議会	1	2	1	あさぎり町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎 妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の8週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
43	531	苇北町	1		苇北町議会	1	3	1	苇北町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない 事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出な なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多 胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範 囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都	道	府	市	区	町	村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割												
							問12－8 議員の利用 することので きる保育施設 等が議会に 設置または提 供されている か。	問12－9 議員の利用 することので きる授乳室 等が議会に 設置または提 供されている か。	問12－10 議会における ハラスメント 防止に関する 取組(ハラス メント防止に 関する議員向 け研修を除く。) を行っていますか。	問12－11 問12－10で1. を選択した場合、行っている 取組みは、次のうちどれか。	問12－12 問12－11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。			問12－13 ハラスメント防止 に関する議員向 け研修を行って いますか。	問12－14 当該研修におい て、令和4年4月に 内閣府が公表した 教材動画「政治分 野におけるハラスメ ント防止研修教材」 を利用している又は 利用する予定は ありますか。	問12－15 男女共同参画に 関する研修(ハ ラスメント防止に 関するもの以外) を行っていますか。	問12－16 議会において、 通称又は旧姓の 使用を認めてい ますか。	問12－17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12－18 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。	問13 男女共同参画 担当部局又は 男女共同参画 センターの具 体的な役割が 明確に位置づ けられている か。	問13－1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。										
県	コ	コ	ド	名	1. 人員及び 場所の設置 または提供が されている。 (臨時のもの も含む) 2. 保育に必要 な場所の設 置または提 供がされてい る。(臨時の ものも含む) 3. 設置また は提供する予 定である。 4. なし	1. 専用の場 所が設置さ れている。 (常設) 2. 授乳等に 必要な場所 の設置また は提供がさ れている。 (臨時のもの も含む) 3. 設置また は提供する予 定である。 4. なし	1. 行ってい る。 2. 行ってい ないが、今 後、取り組 む予定であ る。 3. 行ってお らず、今後、 取り組む予 定もない。	1 ・ハラス メント防 止に関 する規 定(倫 理規定 等)があ る	2 ・ハラス メントに 関する 議員向 け相談 窓口を 設置し ている	3 ・その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、行う 予定である。 3. 行っておらず 、今後、行う 予定もない。	1. 研修において利 用している。 2. 研修において利 用していない又は 現在は研修を行っ ていないが、今後 行う研修で利用予 定である。 3. 研修において 利用していない又 は現在は研修を行 っておらず、今後 行う研修で利用す る予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り 組む予定であ る。 3. 行っておらず 、今後、取り 組む予定もな い。	1. 明記した規定 があり、認めて いる。 2. 明記した規定 はないが、運用 上認めている。 3. 明記した規定 がなく、運用上も 認めていない。 4. 明記した規定 がなく、過去に 使用した事例も 判断したことな い。		1. 位置づけ られた規定が ある。 2. 位置づけ られていない 。 3. その他(不 明等)														
																			0	1	4	2	0	2	9	2	4	1		5	
																			0	4	23				21	13	18	5		35	
																			0	0	18				15	15	23	1		5	
					45	40									38																
43	100		熊本市		4	4	3					3		3	2		1	熊本市地域防災計画 令和6年度(2024年度)版 本編 ①第5項 女性や子ども、性的マイノリティ等に対する対応 (p150～151) 1 平常時における男女共同参画の視点に基づく防災対策 2 関係機関との連携 3 大規模災害時の対策 ②第5項 熊本市災害対策本部 6 各対策部の事務分掌 (p192) ※以下抜粋 人権推進班長(人権推進部長) 1 班共通事務に関すること。 2 人権相談に関すること。 3 避難所における男女共同参画の視点の啓発に関すること。 担当課 人権政策課、男女共同参画課													
43	202		八代市		4	4	3					1	1	3	4		2														
43	203		人吉市		4	4	1	1				1	3	3	4		2														
43	204		荒尾市		4	4	2					1	2	3	2		2														
43	205		水俣市		4	4	3					3		3	4		2														
43	206		玉名市		4	4	2					2	2	2	4		2														
43	208		山鹿市		4	4	3					3		3	4		2														
43	210		菊池市		4	2	3					1	1	3	4		2														

都 市	道 府 県	区 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12-8 議員の利用 することので きる保育施設 等が議会に 設置または提 供されている か。	問12-9 議員の利用 する授乳室 等が議会に 設置または提 供されている か。	問12-10 議会における ハラスメント 防止に関する 取組(ハラス メント防止に 関する議員向 け研修を除く。) を行っていますか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている 取組みは、次のうちどれか。				問12-12 問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止 に関する議員向 け研修を行っ ていますか。	問12-14 当該研修におい て、令和4年4月に 内閣府が公表した 教材動画「政治分 野におけるハラスメ ント防止研修教材」 を利用している又 は利用する予定は ありますか。	問12-15 男女共同参画に 関する研修(ハ ラスメント防止に 関するもの以外) を行っていますか。	問12-16 議会において、 通称又は旧姓の 使用を認めてい ますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。	問13 男女共同参画 担当部局又は 男女共同参画 センターの具 体的な役割が 明確に位置づ けられている か。	問13-1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
ド	ド	名	1. 人員及び 場所の設置 または提供が されている。 (臨時のもの も含む) 2. 保育に必 要な場所の 設置または提 供がされてい る。(臨時の ものも含む) 3. 設置また は提供する予 定である。 4. なし	1. 専用の場 所が設置さ れている。 (常設) 2. 授乳等に 必要な場所 の設置また は提供がさ れている。 (臨時のもの も含む) 3. 設置また は提供する 予定である。 4. なし	1. 行ってい る。 2. 行ってい ないが、今 後、取り組む 予定である。 3. 行ってお らず、今後、取 り組む予定も ない。	1 ハ ラ ス メ ン ト 規 定 等 に 関 する 規 定 (倫	2 ハ ラ ス メ ン ト に 関 する 議 員 向 け 相 談	3 そ の 他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、行う 予定である。 3. 行ってお らず、今後、行う 予定もない。	1. 研修において利 用している。 2. 研修において利 用していない又は 現在は研修を行っ ていないが、今後 行う研修で利用す 予定である。 3. 研修において 利用していない又 は現在は研修を行 っておらず、今後 行う研修で利用す る予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り 組む予定である。 3. 行ってお らず、今後、取 り組む予定もな い。	1. 明記した規定 があり、認めて いる。 2. 明記した規定 はないが、運用 上認めている。 3. 明記した規定 がなく、運用上も 認めていない。 4. 明記した規定 がなく、過去に 使用した事例も 判断したこともな い。			1. 位置づけ られた規定が ある。 2. 位置づけ られていない。 3. その他(不 明等)	
43	211	宇土市	4	1	3						2	3	3	1	宇土市議会議員の通称名等の使用に関する要綱 第2条 議員は、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姻等の前の 戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 辞職願 (4) 報酬及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙階の上申 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 市議会議員共済会に関する各種届出書 (9) 前各号に掲げるもののほか、通称名等の使用により、実 務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの		2	
43	212	上天草市	4	4	2						2	3	2	4			2	
43	213	宇城市	4	4	3						1	3	1	4			2	
43	214	阿蘇市	4	4	2						2	2	2	4			2	
43	215	天草市	4	4	3						3		3	4		・ステップアップセミナーの開催(政策 方針決定の場への女性の参画 拡大と政治に参画しようとする 女性の人材育成に資するため、 政治分野への参画を意識した 講座)	2	
43	216	合志市	4	4	3						1	3	1	2			1	令和6年度合志市地域防災計画書 10.避難所における男女共同参画の推進 市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める 女性の割合を高めるように取り組む。また、平常時及び災害 時における総務課(男女共同参画班)が災害対応について 庁内及び避難所等における連絡調整を行うものとする。
43	348	美里町	4	4	2						2	2	2	4			2	
43	364	玉東町	4	4	2						2	2	2	4			2	
43	367	南関町	4	4	1			3	アンケートを実施した		2	3	3	4			3	
43	368	長洲町	4	4	3						3		3	4			1	長洲町地域防災計画 第14節 6.避難所における男女共同参画の推進 男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害 対応について性差が生じないよ う庁内及び避難所等における連絡調整を行えるよう、平常 時及び災害時における男女共同 参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同 参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとし る。
43	369	和水町	4	2	3						3		3	4			2	
43	403	大津町	4	4	2						2	3	3	2			1	地域防災計画 第3章災害応急対策計画 第10節避難計画6避難所の開設 及び収容 (7) 避難所における男女共同参画の推進 町は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に 占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同 参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等にお ける連絡調整を行うものとする。
43	404	菊陽町	4	4	1			3	自治体議会のコン プライアンス(ハラスメント を含む)に関する 冊子を配布し全		2	3	2	4			2	
43	423	南小国町	4	2	3						3		2	4			2	
43	424	小国町	4	4	3						3	0	1	4	特記なし		3	
43	425	産山村	4	4	2						2	2	2	4			3	
43	426	高森町	4	4	3						3		3	4			2	
43	432	西原村	4	4	2						2	3	2	4			2	
43	433	南阿蘇村	4	4	2						1	2	1	4			2	
43	441	御船町	4	4	2						2	2	2	4			2	
43	442	燕島町	4	4	2						2	3	2	4			2	
43	443	益城町	4	2	3						2	3	3	4			2	
43	444	甲佐町	4	4	2						2	2	2	4			3	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11				問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
			議員の利用 することので きる授乳室 等が議会に 設置または 提供されて いるか。	議員の利用 することので きる授乳室 等が議会に 設置または 提供されて いるか。	議会における ハラスメント 防止に関する 取組(ハラス メント防止に 関する議員向 け研修を除く。) を行っていますか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている 取組みは、次のうちどれか。				問12-12で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止 に関する議員向 け研修を行って いますか。	当該研修において、 令和4年4月に 内閣府が公表した 教材動画「政治分 野におけるハラスメ ント防止研修教材」 を利用している又は 利用する予定は ありますか。	男女共同参画に 関する研修(ハ ラスメント防止に 関するものを以 外)を行っていますか。	議会において、 通称又は旧姓の 使用を認めてい ますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。	男女共同参画 担当部局又は 男女共同参画 センターの具 体的な役割が 明確に位置づ けられている か。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
ド コ ロ イ ド	コ ロ ナ イ ド	ド コ ロ イ ド 名	1. 人員及び 場所の設置 または提供が されている。 (臨時のもの も含む) 2. 保育に必 要な場所の 設置または 提供がされて いる。(臨時 のものも含む) 3. 設置また は提供する予 定である。 4. なし	1. 専用の場 所が設置さ れている。 (常設) 2. 授乳等に 必要な場所 の設置また は提供がさ れている。(臨時 のものも含む) 3. 設置また は提供する予 定である。 4. なし	1. 行ってい る。 2. 行ってい ないが、今 後、取り組む 予定である。 3. 行ってお らず、今後、取 り組む予定も ない。	1 ・ ハ ラ ス メ ン ト 等 防 止 に 関 する 規 定 (倫 理 メ ン ト に 関 する 議 員 向 け 相 談 窓 口 を 設 置 し て い る	2 ・ ハ ラ ス メ ン ト に 関 する 議 員 向 け 相 談 窓 口 を 設 置 し て い る	3 ・ そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、行う 予定である。 3. 行ってお らず、今後、行う 予定もない。	1. 研修において利 用している。 2. 研修において利 用していない又は 現在は研修を行っ ていないが、今後 行う研修で利用予 定である。 3. 研修において 利用していない又は 現在は研修を行 っておらず、今後 行う研修で利用す る予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り 組む予定であ る。 3. 行ってお らず、今後、取 り組む予定もな い。	1. 明記した規定 があり、認めて いる。 2. 明記した規定 はないが、運用 上認めている。 3. 明記した規定 がなく、運用上も 認めていない。 4. 明記した規定 がなく、過去に 使用した事例も 判断したことな い。			1. 位置づけ られた規定が ある。 2. 位置づけ られていない。 3. その他(不 明等)		
			43 447	山都町	4	4	2							1	3	2	4	
43 468	氷川町	4	4	3							3		3	4		特になし	2	
43 482	芦北町	4	4	2							2	2	2	4			2	
43 484	津奈木町	4	4	2							3		3	4			2	
43 501	錦町	4	4	2							1	3	3	4			2	
43 505	多良木町	4	4	2							2	2	2	4			2	
43 506	湯前町	4	4	2							3		3	2			2	
43 507	水上村	4	4	2							3		2	4			2	
43 510	相良村	4	4	3							3		3	4			1	相良村地域防災計画 避難所における男女共同参画の推進 村は、男女共同参画の視点から、相良村防災会議の委員 に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共 同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等 における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域に おける男女共同参画部局及び男女共同参加センターの役割 について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携 し明確化しておくよう努める。
43 511	五木村	4	4	2							2	2	2	4			2	
43 512	山江村	4	4	2							2	2	2	3			3	
43 513	球磨村	4	4	3							3		3	4			2	
43 514	あさぎり町	4	4	1	1					あさぎり町議会議員及び町長等のハラスメントの防止に関する条例 (相談窓口の設置) 第6条 町長は、職員からの相談・苦情を受け、事実関係を調査し、必要な 措置を行うため、総務課にハラスメント相談窓口を設置する。	2	3	3	4			2	
43 531	帯北町	4	4	2							2	3	3	4			2	